

令和元年（行ウ）第643号，同第650号，同第651号 国籍確認請求事件  
原告 楊 馥成 ほか2名  
被告 国

証拠説明書（1）

令和2年6月2日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

笠 間 那未果  
志 村 直 之  
塚 田 佳 代  
小 林 祥 之  
長 坂 祥 子



略語は，答弁書の例による。

| 号 証 | 標 目<br>(作 成 者) | 作 成<br>年月日 | 立 証 趣 旨  |
|-----|----------------|------------|--|
| 乙1  | 日清講和条約         | 写し         | M28.5.10<br>台湾の領土が日本に帰属することとなり，その領土主権と対人主権が日本に完全に譲渡され，その構成員だった台湾人全部について譲渡当時国内に住所を有するかどうかを問わず日本国籍を有することとなったこと |

|    |   |    |          |  |
|----|---|----|----------|--|
| 乙2 | 降伏文書  | 写し | S20.9.2  | 日本の統治権は連合国最高司令官の制限下に置かれ，台湾は将来日本の領土から分離することが約束され，事実上日本の主権が及ばなくなったこと                           |
| 乙3 | ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律 | 写し | S27.4.28 | ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律は，平和条約発効の日に，朝鮮人及び台湾人が日本国籍を当然喪失することを前提として規定されていること |